

公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年12月21日一部改正)

(平成30年3月19日一部改正)

(平成31年3月27日一部改正)

(令和元年5月30日一部改正)

(令和2年6月29日一部改正)

(令和4年9月27日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第36条及び第38条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる公立大学法人京都市立芸術大学の職員の勤務時間、休憩時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 常勤の職員（臨時職員を除く。）

(2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）について38時間45分を超えない範囲内（再雇用短時間勤務職員にあっては、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内）において、別に定める。

(休憩時間)

第3条 休憩時間は、勤務を要しない時間とし、別に定めるもののほか、1日の実勤務時間が6時間を超える場合について、1時間とする。

2 前項の休憩時間は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、一斉に与えないことができる。

(休日等)

第4条 次の各号に掲げる日は、休日とし、勤務を要しないものとする。なお、法定休日

は日曜日とする。

(1) 日曜日及び土曜日（「週休日」という。）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日、8月15日、同月16日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特別の勤務に従事する職員については、別に休日を定めることができる。

3 前2項の休日のほか、理事長は、再雇用短時間勤務職員について、別に勤務を要しない日を設けることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、職員に対し、前3項に規定する休日等（第1項及び第2項に規定する休日並びに前項に規定する勤務を要しない日をいう。以下同じ。）において特に勤務することを命じる必要があるときは、別に定めるところにより、その日を勤務日（休日等でない日をいう。以下同じ。）に変更することができる。この場合においては、理事長は、別に定めるところにより、他の勤務日を休日等とし、又は他の勤務日の勤務時間の一部について勤務を要しないものとするすることができる。

（休業及び休暇）

第5条 休業及び休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休業、介護休暇、介護時間及び代日休暇とし、休業又は休暇を受けた職員は、その勤務に従事することを要しない。

（年次休暇）

第6条 職員は、事務に支障がない限り、理事長の承認を得て、年次休暇を受けることができる。

2 年次休暇の日数は、別に定める日から起算した1年（以下「年次」という。）につき20日（再雇用短時間勤務職員にあつては、20日を超えない範囲内において、別に定める日数）とする。ただし、年次の中途において新たに職員となった者の当該年次の年次休暇の日数は、別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、一の年次内に使用しなかった年次休暇があるときは、当該年次休暇は、20日（再雇用短時間勤務職員にあつては、20日を超えない範囲内において、別に定める日数）を超えない範囲内で、当該年次の次の年次に繰り越すことができる。

4 理事長は、第2項の別に定める日に変更があつたときは、年次休暇の日数について、

前2項の規定により定められた年次休暇の日数との権衡を考慮して、必要な調整措置を講じることができる。

- 5 理事長は、第2項に定める年次休暇が10日以上ある職員に対して、一の年次内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日については、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。ただし、当該職員が既に年次休暇を取得した、又はしようとする場合は、その日数を時季を指定して取得させることができる5日から控除するものとする。

(特別休暇)

第7条 職員は、理事長に申し出たときは、子の看護等のための休暇及び短期介護休暇を取得でき、その他各号に掲げる場合においては、理事長の承認を得て、それぞれの場合について定める期間の特別休暇を受けることができる。ただし、理事長は、出産休暇及び服喪休暇については、特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

- (1) 出産休暇 女性職員の出産予定日から起算して8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から出産後8週間を経過する日までの期間
- (2) 生理休暇 女性職員が生理のため勤務することが著しく困難な場合、1回につき3日以内の期間
- (3) 結婚休暇 職員が結婚した場合、7日以内の期間
- (4) 服喪休暇 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は3親等以内の親族（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として理事長が定める者を含み、別に定めるものを除く。）が死亡した場合、別に定める基準により、7日以内の期間
- (5) ボランティア活動休暇 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで別に定める社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合、一の年次内において、合計で5日以内の期間
- (6) 子の看護等のための休暇 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含

む。)を養育(同居して監護することをいう。以下同じ。)する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話(後遺障害の機能回復訓練等を含まない。))、疾病の予防を図るために必要なその子の世話(子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。))、子の在籍する学校等の臨時の休業・休園等に伴うその子の世話若しくは学校保健安全法第 19 条の規定による出席停止その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典へ参加することをいう。以下同じ。)をする場合、一の年次内において5日以内(当該休暇の対象となる親族が2人の場合にあっては10日以内、3人以上の場合にあっては15日以内)

(7) 短期介護休暇 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある親族(配偶者又は2親等以内の親族(児童福祉法第27条第1項第3号に規定する里親として受託した児童を含む。))をいう。)の介護又はその世話をする場合、一の年次内において5日以内(当該休暇の対象となる親族が2人以上の場合にあっては、10日以内)

(8) 不妊治療休暇 職員が不妊治療を目的として医師が行う治療行為を受ける場合、一の年次内において5日以内(当該治療が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日以内)

2 前項の規定にかかわらず、再雇用短時間勤務職員の特別休暇の期間は、同項に規定する期間の範囲内において、別に定める。

(介護休業)

第8条 職員は、配偶者又は2親等以内の親族(以下これらを「親族」という。)で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をする場合において、理事長に申し出たときは、介護休業を受けることができる。

2 介護休業は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員の申出に基づき、3回を超えず、かつ、合算して93日を超えない範囲内で、職員の申出に基づき理事長が通知する期間(以下「通知期間」という。)内において受けることができるものとする。

(介護休暇)

第8条の2 職員は、親族で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により1週間以

上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合においては、理事長の承認を得て、介護休暇を受けることができる。

- 2 介護休暇は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員の申出に基づき、理事長の承認を得て、親族1人につき、一の年次内において、3回を限度に、1回につき1週間以上2週間未満の期間の範囲内で必要と認められる期間の介護休暇を受けることができる。

(介護時間)

第8条の3 職員は、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合において、理事長に申し出たときは、介護時間を受けることができる。

- 2 介護時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る第8条第2項に規定する通知期間又は前条第2項に規定する介護休暇の承認を得た期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間を受けることができるものとする。

- 3 職員が介護時間を申し出て勤務しないときは、公立大学法人京都市立芸術大学給与規程第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(代日休暇)

第9条 職員が休日に勤務し、かつ、その勤務が7時間45分以上の場合、代日休暇を与えることができる。

(委任規定)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、この規程の施行日に法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）が、同日前において、京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間等条例」という。）に基づき、同日以後の期間について年次休暇又は特別休暇の承認を受けている場合は、この規程により承認を

受けたものとみなす。

- 3 引継職員が第6条第3項の規定により繰り越すこととなる年次休暇の日数は、引継職員が同日において引き続き京都市職員であるものと仮定して、勤務時間等条例第6条第3項の規定により同日の属する年次に繰り越すこととなる日数とする。
- 4 引継職員については、この規程の施行日前の職員の結婚についても第7条第1項第3号に定める範囲内において、結婚休暇を取得することができる。ただし、当該結婚のため、この規程の施行日前において勤務時間等条例に基づき結婚休暇を取得している場合は、第7条第1項第3号に定める日数から勤務時間等条例に基づき取得した結婚休暇の日数を差し引いた日数の範囲内で結婚休暇を取得することができるものとする。
- 5 引継職員については、この規程の施行日前の第7条第1項第4号に規定する者の死亡についても同号に定める範囲内において、服喪休暇を取得することができる。ただし、当該死亡のため、この規程の施行日前において勤務時間等条例に基づき服喪休暇を取得している場合は、第7条第1項第4号に定める日数から勤務時間等条例に基づき取得した服喪休暇の日数を差し引いた日数の範囲内で服喪休暇を取得することができるものとする。

附 則（平成28年12月21日理事長決定）

（施行期日）

- 1 この規程中第1条及び次項の規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

（介護休業に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第8条第1項の規定により介護休業を申し出た職員であって、第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休業の初日（以下単に「初日」という。）から起算して93日を経過していないものの当該介護休業に係るこの規程による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第8条第2項に規定する通知期間については、理事長は、初日から当該職員による申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して93日を経過する日までの日に限る。）までの期間を通知するものとする。

附 則（平成30年3月19日理事長決定）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成３１年３月２７日理事長決定）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年５月３０日理事長決定）
この規程は、決定の日から施行する。

附 則（令和２年６月２９日理事長決定）
この規程は、令和２年７月１日から施行する。

附 則（令和４年９月２７日理事長決定）
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日理事長決定）
この規程は、決定の日から施行する。